

平成十八年四月十八日受領
答弁第二一六号

内閣衆質一六四第二一六号

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員滝実君提出介護保険制度「地域密着型サービス施設整備交付金」に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員滝実君提出介護保険制度「地域密着型サービス施設整備交付金」に関する質問に対する答

弁書

一について

厚生労働省においては、借家を改修する形で地域密着型サービスに係る公的介護施設等を創設することについて、各市町村の判断により、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第五条第二項に基づく交付金（以下「市町村交付金」という。）を充てることを認めているところである。

二について

厚生労働省においては、認知症高齢者グループホームの防火対策について、事業所の指定基準等により、夜勤を行う職員の配置の義務付け、地域住民との連携の確保、消火・避難訓練の徹底などを行っているところであり、これらの対策に加えて、認知症高齢者グループホームにスプリンクラーを設置することについては、なお検討すべき課題があることから、現時点でスプリンクラーの設置等の防火対策に要する費用について特に市町村交付金を交付することは考えていない。